

## 本業務委託の実施運営に関する経費の負担区分

大項目	中項目	負担者		備考
		奈良県	委託事業者	
人件費	委託業務に従事する者の人件費		○	
旅費	委託業務に従事する者の出張に関する経費		○	仕様書において想定していないが、委託業務実施にあたり必要が生じた場合は左記のとおりとする
光熱水費	光熱水費	○		
通信費	電話代、切手代	○	△	本業務委託において作成される通知等は当県で確認のうえ発送し、電話については当県の設備を利用することができる。ただし、受託者内部の通信連絡に関する経費は、委託事業者の負担とする
工事費	電源の移設、撤去に関する経費		○	増強工事は不可であり、既存環境での利用を原則とすること。コンセント増設など、当県が施工計画を認めた場合に限り、委託事業者の負担とする
	内線電話の移設、撤去に関する経費	○		繁忙期の増設について、当県と協議の上、対応を行う
	LANケーブル、HUBの移設、撤去に関する経費		○	既設のネットワークレイアウトを変更することについては、当県が施工計画を認めた場合に限り、委託事業者の負担とする
	その他自主的に行う工事	—	—	不可
備品	ロッカー	○		個人用の鍵付きロッカー（最大4名分）を貸与可
	事務机・椅子	○		委託業務用エリア内に4台配置可能
	利用端末	○		業務処理に必要な端末（最大4名分）を貸与可（LANケーブル、HUB等の周辺機器を含む）
	複合機、シュレッダー	○		
	受付カウンター	○		
	書架	○		委託業務実施により生じる書類については、保管に必要な専用の書架を執務室内で別途指示する
	パーティション	○		委託業務用エリアの間仕切り等
消耗品	用紙、筆記具、付箋、ノート類等の委託業務処理の際に必要な消耗品		○	
	その他	○		特に当県が指定する専用ファイル、様式等の消耗品